

独立行政法人国立美術館の中期計画

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人国立美術館が中期目標を達成するための中期計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

(基本方針)

独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）は、我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命とする我が国の唯一の国立の美術館であり、美術振興の中心的拠点として、多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会をより多くの国民に提供するため、国民の多様化するニーズを踏まえ、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開していく。

このため、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館の5館を設置し、それぞれの美術館の理念・目的に基づいた調査結果や研究成果を基に、多様な鑑賞機会の提供としての展示事業や教育普及・研修事業、美術作品等の収集・保管・修理等の事業を有機的・体系的に行う。

また、生涯学習の推進や、国際文化交流の振興に積極的に取り組むとともに、我が国における美術館のナショナルセンターとしての役割を果たしていく。

各館の役割・任務は以下のとおりである。

(東京国立近代美術館)

本館、工芸館、フィルムセンターから成る同美術館は、近・現代の美術、工芸、フィルムに関する作品その他の資料を収集・保管し、鑑賞機会を提供して、あわせてこれに関連する調査研究及び各種事業を行う。フィルムセンターは、我が国における映画文化振興の中核として、映画に関する保存・上映・研究活動を総合的に展開する。

(京都国立近代美術館)

近・現代美術及び工芸に関する作品その他の資料を収集し、保管して鑑賞機会を提供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う。

(国立西洋美術館)

昭和30年10月8日に日本国政府及びフランス政府間に成立した合意に基づきフランス政府から日本国政府に寄贈された美術に関する作品（松方コレクション）並びに西洋美術に関する作品及び資料を収集し、保管して鑑賞機会を提供し、あわせてこれらに関連する調査研究及び事業を行う。

(国立国際美術館)

日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して鑑賞機会を提供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う。

(国立新美術館)

全国的な活動を行っている美術団体等への展覧会会場の提供を行うとともに、新しい美術の動向を紹介することなどを通じて、美術に関する新たな創造活動の展開やアーティストの育成等を支援することにより、我が国の美術創造活動の活性化の推進に取り組む。

また、国内外の美術や美術展に関する情報・資料の収集・保存・情報提供を行うとともに、日本の美術情報を積極的に海外に発信する。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 美術振興の中心的拠点としての多彩な活動の展開

(1) 多様な鑑賞機会の提供

①-1 利用者のニーズ、学術的動向を踏まえ、各館において魅力ある質の高い常設展・企画展や企画上映を実施する。

①-2 常設展は、国立美術館の各館の特色を十分に發揮したものとともに、最新の研究結果を基に、美術に関する理解の促進に寄与することを目指す。

①-3 企画展は、積年の研究成果に基づき、時宜を得たものを企画し、学術水準の向上に寄与するとともに、利用者のニーズに対応しつつ、特に次の観点に留意して実施する。

(イ) 国際的視野に立ち、海外の主要美術館と連携し、確固たる評価を得ている世界の美術を紹介するとともに、我が国の作家や芸術的動向を海外に紹介する展覧会等に積極的に取り組む。

(ロ) 展覧会テーマの設定やその提示方法等について新しい方向性を示すことに努める。

(ハ) メディアアート、アニメ、建築など我が国が世界から注目される新しい領域の芸術表現を積極的に取り上げ、最先端の現代美術への関心を促す。

(二) 過去の埋もれていた作家・作品・動向の発見や再評価に努める。
なお、企画展の開催回数は概ね以下のとおりとする。

(東京国立近代美術館)

本館 年3回～5回程度

工芸館 年2回～3回程度

フィルムセンター 年5番組～6番組程度

(京都国立近代美術館)

年6回～7回程度

(国立西洋美術館)

年3回程度

(国立国際美術館)

年5回～6回程度

(国立新美術館)

年6回～7回程度（公募展を除く。）

- ①-4 各館で展覧会を開催するにあたっては、実施目的、期待する成果、学術的意義を明確にし、専門家等からの意見を聞くとともに、入館者に対するアンケート調査を実施、そのニーズや満足度を分析し、それらを展覧会に反映させることにより、常に魅力あるものとなるよう努める。
- ①-5 各館の連携による共同企画展の実施について検討し推進する。
- ② 地方における鑑賞機会の充実、所蔵作品の効果的活用を図る観点から、地方のニーズを反映させた地方巡回展を積極的に行う。
また、公立文化施設等と連携協力して、所蔵映画フィルムによる優秀映画鑑賞会を実施する。
- ③ 入館者数については、各館で行う展覧会ごとに実施目的、想定する入館者層、実施内容、学術的意義、良好な観覧環境の確保、広報活動、過去の入館者等の状況等を踏まえて入館者数の目標を設定し、その達成に努める。
- ④ 映画フィルム・資料の所蔵作品を活用した上映、展示等の活動に重点的に取り組む。

（2）美術創造活動の活性化の推進

国立新美術館は、全国的な活動を行っている美術団体等に展覧会会場の提供を行うとともに、新しい美術の動向を紹介することなどを通じて、美術に関する新たな創造活動の展開やアーティストの育成等を支援し、我が国の美術創造活動の活性化に資する。

また、メディアアート、アニメ、建築など世界から注目される新しい芸術表現の国内外に向けた拠点的な役割を果たすことを目指し、その取組みを積極的に進める。

（3）美術に関する情報の拠点としての機能の向上

国立美術館について、所蔵作品、展覧会活動、その他の活動状況を積極的に広く社会に紹介し、国立美術館についての理解を得るよう努めるとともに、国内外の美術に関する情報の収集・提供・利用の促進に努める。

- ① I C T（情報通信技術）を活用した展覧会情報や調査研究成果などの公表等の積極的な情報発信やホームページの充実を図り、ホームページのアクセス件数の年間の平均が、前中期目標期間の年間平均を上回る実績となるよう努める。
- ②-1 美術史その他の関連諸学に関する基礎資料、国内外の美術館や展覧会に関する情報及び資料を収集し、展覧会活動の推進に役立てるとともに、図書室等

において芸術文化の情報サービスを広く提供するよう努め、その利用者数が前中期目標期間の年間平均を上回るよう努める。

②-2 所蔵作品データ、所蔵資料データのデジタル化を一層推進し、ネットワークを通じてより良質で多様なコンテンツの提供を進めるとともに、本5年間の中期目標期間中のインターネット上の公開件数の実績が、前中期目標期間の実績を上回るよう努める。

②-3 国立美術館全体の機能として、ネットワーク共有を前提とするIDC（インフォメーションデータセンター）を確立し、美術館における情報技術の活用策を積極的に開発しながら、その知見を広く共有化することに努める。

(4) 国民の美的感性の育成

① 国立美術館における美術教育に関する調査研究の成果を踏まえ、学校や社会教育施設等との連携強化により、子どもから高齢者までを対象とした幅広い学習機会を提供し、各館の年間の平均参加者数が前中期目標期間の年間平均の実績を上回るよう、それらの参加者数の増加に積極的に取り組む。

② ボランティアや支援団体の育成と相互協力による教育普及事業の充実を図る。また、ボランティアの参加人数及び活動日数の増加に積極的に取り組む。

③ 映画フィルム・資料の所蔵作品を活用した教育普及活動に重点的に取り組む。

(5) 調査研究成果の反映

各館の役割・任務に従い、展示、教育普及その他の美術館活動の推進のため、計画的に調査研究を実施するとともに、これらの成果を確実に美術館活動に反映させる。なお、実施に当たっては、国内外の博物館・美術館及び大学等の機関とも連携を図るものとする。

(6) 快適な観覧環境の提供

①-1 高齢者、身体障害者、外国人等を含めた入館者本位の快適な鑑賞環境の形成のために展示方法・外国語表示・動線等の改善、施設の整備を計画的に行う。

①-2 展示や解説パネルを工夫するとともに、音声ガイド等を導入するなど、鑑賞しやすさ、理解のしやすさに配慮する。

② 入館者を対象とする満足度調査を定期的に実施し、入場料金及び開館時間の弾力化などの管理運営の改善に努める。

③ 入館者にとって快適な空間となるよう、利用者ニーズを踏まえてミュージアムショップやレストラン等の充実を図る。

(7) 国立新美術館の開館

我が国の美術創造活動の活性化を推進するため、「国立新美術館」を平成19年

1月に開館し、これに向けた体制整備、展示等の実施準備を進める。

2 我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承

(1)-1 以下に掲げる各館の収集方針に沿って、体系的・通史的にバランスのとれた所蔵作品の蓄積を図る。

なお、作品の収集に当たっては、その美術史的価値や意義等についての外部有識者の意見等を踏まえ、適宜適切な購入を図る。

また、収集活動を適時適切に行うために、美術作品の動向に関する情報の入手と機動性の向上に努める。

(東京国立近代美術館)

近・現代の絵画、版画・水彩・素描、彫刻、写真等の作品、工芸作品、デザイン作品、映画フィルム等を収集する。

美術・工芸に関しては所蔵作品により近代美術全般の歴史的な常設展示が可能となるように、歴史的価値を有する作品・資料を収集する。

また、映画フィルム等については、残存するフィルムの収集に努めるとともに積極的に復元を図る。

(京都国立近代美術館)

近代美術史における重要な作品など、近・現代の美術・工芸・写真・デザイン作品等を収集する。

その際、京都を中心とする関西ないし西日本に重点を置き、地域性に立脚した所蔵作品の充実にも配慮する。

(国立西洋美術館)

中世末期から20世紀初頭に至る西洋美術の流れの概観が可能となるように、松方コレクションを中心とした近代フランス美術の充実、近世ヨーロッパ絵画の充実及びヨーロッパ版画の系統的収集を行う。

(国立国際美術館)

日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために、国際的な交流が極めて盛んになった1945年以降の国内外の美術並びに同時代の先端的な美術を中心に、総合的な影響関係を踏まえつつ、体系的に収集する。

(1)-2 所蔵作品の体系的・通史的なバランスの観点から欠けている部分を中心に、寄贈・寄託品の受け入れを推進するとともに、その積極的活用を図る。

(1)-3 各館の収集方針に則しつつ、緊密な情報交換と連携を図りながら、国立美術館全体のコレクションの充実に努める。

- (2)-1 国民共有の貴重な財産である美術作品を永く後世に伝えるとともに、展示等の美術館活動の充実を図る観点から、収蔵庫等保存施設の狭隘・老朽化への対応に積極的に取り組む。
- (2)-2 環境整備及び管理技術の向上に努めるとともに、展示作品の防災対策の推進・充実を図る。
- (3) 修理・修復に関しては、各館の連携を図りつつ、外部の保存科学の専門家等とも連携して、所蔵作品の保存状況を確実に把握し、修理・修復の計画的実施に努める。
- (4) 各館の方針に従い、所蔵作品や関連する館外の美術品及び保管・修理に関する調査研究を計画的に行い、その成果を業務に反映させる。なお、実施に当たっては、国内外の博物館・美術館等及び大学等の機関とも連携を図るものとする。

- 3 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与
- (1) 所蔵作品等に関する調査研究の成果を研究紀要、学術雑誌、展覧会に関わる刊行物、学会及びインターネット等を活用して広く発信する。また、各種セミナー・シンポジウムを開催する。
- (2)-1 国内外の優れた研究者を招聘しシンポジウムを開催するなど、美術館活動に対する示唆が得られるよう努めるとともに、人的ネットワークの構築を推進する。
- (2)-2 海外の美術館において、我が国の優れた作家や美術作品を世界に広く紹介する展覧会が活発に行われるよう、海外の美術館との連携・協力に積極的に取り組む。
- (3) 国内外の美術館及びフィルム・アーカイブ等と保存・修復に関する情報交換を図りながら、修復・保存活動の充実に寄与する。
- (4) 所蔵作品については、その保存状況を勘案しつつ、国内外の美術館・博物館その他これに類する施設に対し、貸与等を積極的に行う。
- (5)-1 美術教育の一翼を担うナショナルセンターとして、全国の小・中学校等や私立美術館における教育普及活動の充実に資するため、先導的・先駆的な教材やプログラムの開発を行う。

- (5)-2 全国的小・中学校等における鑑賞教育や、全国の美術館における教育普及活動の活性化を図るため、指導にあたる人材の育成を目指した全国レベルの教員、学芸員等の研修を実施する。
- (6) 大学院生等を対象としたインターンシップ等の事業を進め、今後の美術館活動を担う中核的人材を育成する。
- (7) 全国の美術館等の運営に対する援助、助言を適時行うとともに、企画展の共同主催やそれに伴う共同研究及びその他の研修制度を通じて、関係者の情報交換・人的ネットワークの形成等に努める。
- (8)-1 フィルムセンターは我が国の映画文化振興の中核的機関として、国際フィルム・アーカイブ連盟（FIAF）の正会員として、引き続き国際的な事業等に取り組む。また、「日本映画情報システム」の運営に主体的に関わるとともに、「所蔵映画フィルム検索システム」を拡充する等、各種情報の収集・発信を行う。さらに、映画関係団体や大学等が行う各種取組について連携・調整の役割を積極的に果たすため、当該団体等との連絡会議を年に2～3回程度主宰する。
- (8)-2 フィルムセンターが、より機動的かつ柔軟な運営を行うため、東京国立近代美術館の映画部門から、同館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館等とならぶ独立した一館となることを検討する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

1 職員の意識改革を図るとともに、収蔵品の安全性の確保及び入館者へのサービスの向上を考慮しつつ、運営費交付金を充当して行う事業については、国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、毎事業年度につき新規に追加される業務、拡充業務分等を除き5年期間中に一般管理費15%以上、業務経費5%以上の業務の効率化を図る。

具体的には下記の措置を講ずる。

- (1) 各美術館の共通的な事務の一元化による業務の効率化
- (2) 使用資源の削減
 - ・省エネルギー（5年計画中1年に1.03%の減少）
 - ・廃棄物減量化（排出量を5年期間中5%減少）
 - ・リサイクルの推進
- (3) 施設有効使用の推進
 - ・美術館施設の利用推進

(4) 民間委託の推進

- ・一般管理部門を含めた組織・業務の見直しを行い、民間開放をさらに積極的に進める。
- ・館の広報・普及業務について民間委託を推進する。

(5) 競争入札の推進

- ・契約業者の競合を一層推進することにより、経費の効率化を図る。

2 外部有識者も含めた事業評価を年1回以上実施し、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させる。また、研修等を通じて職員の理解促進、意識や取り組みの改善を図っていく。

3 国立美術館が管理する情報の安全性向上のため、必要な措置をとる。

4 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、人件費については、平成22年度において、平成17年度に比較して、5%以上削減する。ただし、今後的人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。また、削減対象の「人件費」の範囲は、各年度中に支給した報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額とし、退職金、福利厚生費は含まない。

また、民間賃金との地域差、給与カーブのフラット化、勤務実績の給与への反映を内容とする国家公務員の給与構造改革を踏まえて、給与体系の見直しに取り組む。

III 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金等を積極的に導入することにより、計画的な収支計画による運営を図る。

また、管理業務の効率化を図る観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

1 予算（中期計画の予算）

別紙のとおり

2 収支計画

別紙のとおり

3 資金計画

別紙のとおり

IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、12億円

短期借入金が想定される理由は、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

V 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は、次の購入等に充てる。

- 1 美術作品の購入・修理
- 2 調査研究、出版事業の充実
- 3 企画展等の追加実施
- 4 入館者サービス、情報提供の質的向上、老朽化対応のための整備の充実

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事計画に関する計画

(1) 方針

- ① 国家公務員制度改革や類似独立行政法人等の人事・給与制度改革の動向を勘案しつつ、職員の能力や業績を適切に反映できる人事・給与制度を検討し、導入する。
- ② 人事交流を促進するとともに、職員の資質向上を図るための研修機会の提供に努める。また、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、非公務員化のメリットを活かした制度を活用する。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その職員数の抑制を図る。

(参考1)

ア. 期初の常勤職員数	131人
イ. 期末の常勤職員数の見込み	131人

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込額 5,220百万円

但し、上記の額は、役職員に対し支給する報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額であり、退職金、福利厚生費を含まない。

2 別紙のとおりの施設整備に関する計画に沿った整備を推進する。

[運営費交付金の算定ルール]

(1) 業務部門人件費

毎事業年度の業務部門人件費（P）については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = P(y-1) \times \alpha \text{ (係数)} \times \sigma \text{ (係数)}$$

P(y) : 当該事業年度における業務部門人件費。P(y-1)は直前の事業年度におけるP(y)。

α : 効率化係数（業務部門人件費）。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当については、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

(2) 業務経費

毎事業年度の業務経費（R）については、以下の数式により決定する。

$$R(y) = (R(y-1) - \varepsilon(y-1)) \times \beta \text{ (係数)} \times \theta \text{ (係数)} \times \gamma \text{ (係数)} + \varepsilon(y)$$

R(y) : 当該事業年度における業務経費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

$\varepsilon(y)$: 特殊業務経費。新規施設の整備・竣工、政府主導による重点施策の実施、法令改正に伴い必要となる措置、事故の発生等の事由により時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与える規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。 $\varepsilon(y-1)$ は直前の事業年度における $\varepsilon(y)$ 。

β : 効率化係数（業務経費）。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

θ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ : 業務政策係数。自己収入に係る支出を勘案し、また事業の進展により必要経費が大幅に変わること等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な計数値を決定。

(3) 管理部門人件費

毎事業年度の管理部門人件費（Pk）については、以下の数式により決定する。

$$Pk(y) = Pk(y-1) \times \delta \text{ (係数)} \times \sigma \text{ (係数)}$$

Pk(y) : 当該事業年度における管理部門人件費。Pk(y-1)は直前の事業年度におけるPk(y)。

δ : 効率化係数（管理部門人件費）。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当については、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

(4) 一般管理費

毎事業年度の一般管理費（Rk）については、以下の数式により決定する。

$$Rk(y) = Rk(y-1) \times \pi \text{ (係数)} \times \theta \text{ (係数)}$$

Rk(y) : 当該事業年度における一般管理費。Rk(y-1)は直前の事業年度におけるRk(y)。

- π : 効率化係数（一般管理費）。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。
- θ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(5) 自己収入

毎事業年度の自己収入（受託研究を除く。）（E）の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$E(y) = E(y-1) \times \mu \text{ (係数)}$$

$E(y)$: 当該事業年度における自己収入の見積り額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

μ : 収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(6) 運営費交付金

毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = P(y) + R(y) + Pk(y) + Rk(y) - E(y) \times \lambda \text{ (係数)}$$

$A(y)$: 当該事業年度における運営費交付金。

λ : 収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠】

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

- ・運営費交付金の見積りについては、中期計画期間中に、人件費（△5%（退職手当等を除く））、一般管理費（△15%）、業務経費（△5%）と仮定した場合における試算。
- ・人件費の見積りについては、 σ （人件費調整係数）は変動がないもの（±0%）として試算。
- ・ θ （消費者物価指数）は勘案せず、 γ （業務政策係数）を一律1として試算。
- ・自己収入の見積りについては、 μ （収入政策係数）は平成18年度予算額を基準として各事業年度一律1%の増額、 λ （収入調整係数）は一律1として試算。
- ・施設整備費補助金については、平成19年度以降の施設・設備整備計画に基づき試算。
- ・文化芸術情報電子化推進費補助金については、平成21年度の予算に基づき試算。

1 予算(中期計画の予算)

平成18年度～平成22年度予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	29,381
展示事業等収入	4,402
施設整備費補助金	26,979
文化芸術情報電子化推進費補助金	1,050
計	61,812
支出	
運営事業費	33,783
管理部門経費	13,238
うち人件費	1,778
うち一般管理費	11,460
事業部門経費	20,545
うち人件費	4,237
うち展覧事業費	10,924
うち調査研究事業費	1,179
うち教育普及事業費	1,800
うち国立新美術館開館準備等事業費等	2,405
施設整備費	26,979
文化芸術情報電子化推進費	1,050
計	61,812

[人件費の見積り]

期間中総額 5,220百万円

但し、上記の額は、役職員に対し支給する報酬(給与)、賞与、その他の手当の合計額であり、退職金、福利厚生費を含まない。

2 収支計画

平成18年度～平成22年度収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	26,286
経常経費	26,286
管理部門経費	12,488
うち人件費	1,778
うち一般管理費	10,710
事業部門経費	13,254
うち人件費	4,237
うち展覧事業費	4,100
うち調査研究事業費	1,130
うち教育普及事業費	1,735
うち国立新美術館開館準備等事業費等	2,052
減価償却費	544
収益の部	26,286
運営費交付金収益	21,340
展示事業等の収入	4,402
資産見返運営費交付金戻入	114
資産見返物品受贈額戻入	430

3 資金計画

平成18年度～平成22年度資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	61,812
業務活動による支出	32,406
投資活動による支出	29,406
資金収入	61,812
業務活動による収入	34,833
運営費交付金による収入	29,381
展示事業等による収入	4,402
文化芸術情報電子化推進費補助金による収入	1,050
投資活動による収入	26,979
施設整備費補助金による収入	26,979

施設・設備に関する計画

施設・整備の内容	予定額(単位:百万円)	財 源
東京国立近代美術館 東京国立近代美術館本館熱源機器設備更新工事	437	施設整備費補助金
東京国立近代美術館工芸館外壁他改修	12	施設整備費補助金
東京国立近代美術館フィルムセンター外壁他改修	91	施設整備費補助金
東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館増築	4,031	施設整備費補助金
京都国立近代美術館 京都国立近代美術館美術品収蔵ラック等の増設	245	施設整備費補助金
国立西洋美術館 国立西洋美術館新館空気調和設備改修その他工事	1,263	施設整備費補助金
国立新美術館 土地購入	20,900	施設整備費補助金

(脚注)

金額については見込みである。

なお、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設整備が追加され得る。

また、施設・設備の老朽度合等を勘案した改修(更新)等が追加される見込みである。